

琵琶湖レジャー利用適正化基本計画（改定版）

～ 琵琶湖ルールの定着を目指して～

平成19年3月

滋 賀 県

は じ め に

琵琶湖は、日本最大最古の湖で数多くの固有種を含む豊かな生態系を育み、また、近畿 1,400 万人の生活や産業を支える水資源としての価値を有するほか、住民の生活の場であり、漁業をはじめとする生業の場でもあるなど、私たちは琵琶湖から様々な恩恵を受けています。

そうした琵琶湖の様々な分野における価値を過去から引き継ぎ、守り続けて、できる限り健やかな姿のまま次世代の子どもたちに受け渡していくことが私たちの責務であります。

多くの人々に琵琶湖を大切にしようとする気持ちを持ってもらうためには、実際に琵琶湖の自然に触れていただき、琵琶湖の本来の価値を理解していただくことが大切です。

このため、琵琶湖と触れ合うためのレジャー活動には大きな意義がありますが、一方でレジャー活動によって琵琶湖に負荷をかけていることも認識する必要があります。

このような中、平成 18 年 3 月に「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」を改正したこと等に伴い、近年の状況変化等も踏まえ、このたび「琵琶湖レジャー利用適正化基本計画」の見直しを行いました。

この計画の目標として「琵琶湖と共生するレジャースタイルの確立」を掲げています。琵琶湖の自然環境と生活環境へ負荷をかける無秩序なレジャー利用に対しては厳しく規制していくとともに、環境負荷の少ないレジャー活動に転換していくことを目指してまいりたいと思います。

この計画によって、レジャー利用者など多くの人々に琵琶湖の利用には一定のルールを守り、負担をしていくという意識を持っていただき、琵琶湖と人とが共生していけるよう、施策の推進に努めてまいります。

平成 19 年 3 月

滋賀県知事

嘉田由紀子

目 次

第 1 基本的な考え方	1
1 計画改定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	1
第 2 琵琶湖におけるレジャー利用の現状	2
第 3 琵琶湖におけるレジャー活動の長期的な目標	5
1 琵琶湖におけるレジャー利用のあり方	5
2 基本理念	5
3 計画の目標	5
第 4 施策の基本方針	6
第 5 施策展開の基本方向	7
1 琵琶湖のレジャー利用に伴う環境負荷低減のための施策	7
(1) プレジャーボートの航行規制の徹底	7
(2) 環境対策型エンジンへの確実な転換	14
(3) 外来魚のリリースの禁止等の徹底	16
(4) ローカルルール等の推進	20
2 適正なレジャー活動の促進のための施策	21
(1) 湖岸の適正管理の推進	21
(2) 安全なレジャー活動の推進	23
3 施策の総合的な推進	25
(1) 条例の見直し等	25
(2) 琵琶湖のレジャー利用と琵琶湖との望ましい関係構築に向けた検討	25
(3) 広報広聴活動の推進	25
(4) 調査研究の推進	25
(5) 施策の推進体制	26

第1 基本的な考え方

1 計画改定の趣旨

滋賀県では、平成14年10月に滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例（以下「条例」という。）を制定（平成18年3月に一部改正）し、条例に基づく施策を実施してきました。

条例は、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減を目的として、レジャー利用者や関係事業者の責務、県の施策、必要な規制等を定めています。

また、条例第6条において、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な計画（「基本計画」）を策定することとされています。

本計画は、この規定に基づき、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減のための施策とその推進方策について計画しています。

2 計画の位置づけ

基本計画は、琵琶湖におけるレジャー利用の適正化を推進するに当たって、長期的な目標、基本となる方針、施策の方向などを示し、その指針となるものです。

基本計画では、条例に規定する施策のほか、他法令に基づく施策やこれまで取り組んできた施策も含め、総合的な計画としています。

基本計画は、琵琶湖の総合保全のための「マザーレイク21計画」の一環として、レジャーの側面から琵琶湖の環境保全を図ることを目標とし、条例の下に策定されるものです。また、基本計画は、他法令や県、国が策定する他の計画との調和を保ちます。

3 計画期間

琵琶湖におけるレジャー利用の適正化のための施策を総合的に推進するためには、中長期の目標を定め、施策を展開することが必要です。

見直し後の計画は、滋賀県中期計画や本県の環境保全を推進するための環境基本計画、マザーレイク21計画との整合性を図るために、計画期間を平成18年度（2006年度）から平成22年度（2010年度）までの5年間とします。

また、条例そのものも平成22年度までを目途として見直しが求められているところであり、基本計画についても条例に合わせて見直しを実施します。

	(H 15) 2003	(H 18) 2006	(H 19) 2007	(H 22) 2010
条 例	施行 (4月)	一部改正 (3月)	見直し	
計 画	策定 (9月)	計画改定 (3月)		見直し

第2 琵琶湖におけるレジャー利用の現状

1 琵琶湖におけるレジャー利用の変遷

戦前から琵琶湖は観光に利用されてきましたが、その多くは観光船に乗って風景を楽しむ方法であり、湖岸線のほとんどは、沿岸に住む住民・漁民の管理が及ぶところを除けば、人が立ち入ることはありませんでした。その後、水泳など琵琶湖に触れて楽しむレジャーや、ヨット、ボートなどの小型船や小舟を用いた楽しみ方がみられるようになりましたが、こういった利用形態は、利用される場所や必要な設備類を管理する場所が限られていることから、秩序面で大きな問題になることはあまりありませんでした。

レジャー利用の状況に変化がみられるようになったのは、物の豊かさより心の豊かさを重視し「レジャー・余暇生活」に力を入れたいとする国民の割合が高くなり、レジャーの楽しみ方が多様化してきた昭和50年代後半頃からです。ウインドサーフィンはやりだしたのもこの頃であり、水上オートバイが国内で販売されたのは昭和55年からです。昭和60年代に入ると、労働時間の短縮、余暇の多様化等を背景にマリンレジャーに対する関心が高まる中、手軽に利用できる水上オートバイが急速に普及したことも相まってプレジャーボートの保有隻数は、年々増加しました。

平成12年以降は、長期的な景気の低迷の影響を受け、プレジャーボート保有隻数は年々減少し、全国の水陸オートバイの保有隻数で見ると条例制定前の平成13年度に105,800隻であったものが、平成17年度では83,020隻と大きく減少しています。

また、県内に登録されているプレジャーボートについても年々減少しています。

しかしながら、一部の水域においては、特に水上オートバイによる迷惑行為が後を絶たない状況にあります。

2 レジャー利用の現状

琵琶湖は、湖岸道路の設置や道路網の整備などにより、京阪神・中京圏から比較的容易に訪れることができ、たやすく湖岸域まで近づけることから、非常に利用しやすい場所となっており、県外から多くのレジャー利用者が訪れています。

滋賀県公安委員会が、平成8年度から水上オートバイ操船者を対象に実施している「琵琶湖水陸オートバイ安全講習」では、平成18年10月末現在32,833人が受講し、居住地別の内訳は大阪府(30.6%)、滋賀県(24.6%)、京都府(16.1%)、岐阜県(8.1%)、愛知県(6.7%)、奈良県(6.4%)となっており、県外からの利用者が多いことがうかがえます。

琵琶湖水陸オートバイ安全講習受講者数 平成18年10月31日現在

府 県 名	大阪府	滋賀県	京都府	岐阜県	愛知県	奈良県	兵庫県	三重県
受講者数	10,039	8,068	5,301	2,650	2,197	2,089	1,462	307
府県別割合	30.6%	24.6%	16.1%	8.1%	6.7%	6.4%	4.5%	0.9%

3 琵琶湖のレジャー利用者の状況

平成18年7月に実施したマナーアップキャンペーンアンケート調査（以下「アンケート調査」という。）によると、プレジャーボート利用者や湖岸の釣り人の多くが県外からの利用者となっています。

また、平成18年の7月下旬の日曜日に琵琶湖で確認した利用数は、水上オートバイが636隻、バスボートを含む動力船が324隻、釣り人が393人、ヨットやウインドサーフィンが282隻でした。

マナーアップキャンペーン

毎年、琵琶湖でレジャーをされる方々や県民の皆さんに条例によるプレジャーボートの航行規制などの「琵琶湖ルール」を守ることや、ゴミの持ち帰り、湖岸施設の適正利用といったレジャーのマナーアップを呼びかけるため、広報啓発活動として実施しています。

4 個別レジャーの状況と問題

(1) プレジャーボート（水上オートバイおよびモーターボート等）

平成18年7月に実施したプレジャーボート利用者に対するアンケート調査によると、県外からの利用者が多くなっており、近畿圏では、大阪府、京都府、中部圏では、愛知県、岐阜県からの利用者が多くを占めています。

全体で85%の人が航行規制水域を知っており、県外利用者にも周知されていることがうかがえます。従来型2サイクルエンジンの使用禁止については、80%の方が知っており、対応としては、乗換えまたはエンジンの載せ換えなどを予定している人が6割近くあるものの、対応を決めかねている人も約3割近くになっています。

(2) プレジャーボートによる迷惑行為等

県や市町に寄せられた苦情件数は、条例施行当初に比べると約3分の1に減少するなど、条例に基づく航行規制は一定の成果を挙げつつありますが、一部の水域では依然として違反航行が見受けられます。平成18年度においては、違反航行をしたことによって県から指導または停止命令を受けた者が164人（平成18年10月31日現在）に達しています。

(3) 従来型2サイクルエンジンによる環境負荷

県に登録されている新規取得艇の多くが環境対策型エンジンのものになりつつありますが、琵琶湖で現在登録されているプレジャーボート全体のうち、環境対策型エンジン搭載艇は、約25%にとどまっています。

(4) 釣り

平成18年7月に実施した湖岸での釣り人に対するアンケート調査によると、6割の人が県外から訪れています。対象魚種は主にブラックバスであり、年間延べ約22万人（第11次漁業センサス（2003年）から推計）が訪れていますが、5年前の約70万人（第10次漁業センサス（1998年）から推計）と比

較すると大きく減少しています。

外来魚のリリース（釣り上げた魚を再び同じ水域へ放流すること）の禁止については、全体で72%の人が知っており、その取組の輪は着実に広がりつつあります。しかし、必ずしもノーリリース（リリースしない）が実践されているとは言えず、リリースしないという人は約5割にとどまっている状況です。

(5) 遊泳

琵琶湖では、夏季には多くの水泳場が開設され、平成17年度には、約68万人の利用がありました。しかしながら、水上オートバイによる遊泳者への接近などによる迷惑行為や水難事故が後を絶たない状況にあります。

(6) バーベキュー、キャンプ等

深夜の花火、バーベキュー、キャンプなどに伴うゴミ、騒音等により琵琶湖湖岸の多くの住民が迷惑を受けています。

第3 琵琶湖におけるレジャー活動の長期的な目標

1 琵琶湖におけるレジャー利用のあり方

琵琶湖におけるレジャー利用のあり方として、以下の基本理念を掲げます。

琵琶湖の環境にできる限り負荷がかからず、次世代に継承できるような利用であること

地域住民の生活と生業にできる限り支障を及ぼさない利用であること

琵琶湖の有する豊かで安らぎを与える素晴らしい価値を理解した上での利用であること

2 基本理念

基本計画の上位計画となる「マザーレイク21計画」では、「琵琶湖と人との共生」を基本理念とし、2050年頃の琵琶湖のあるべき姿を「活力ある営みのなかで、琵琶湖と人とが共生する姿」とし、清らかな水質や豊かな自然環境について、長期的な目標を定めています。

これまで県では、マザーレイク21計画に基づき、下水道の整備やヨシ群落の保全、湖岸の再自然化など、様々な分野で琵琶湖の総合保全に取り組んできました。

基本計画では、マザーレイク21計画が目指す琵琶湖の総合保全を、レジャーの側面から推進する「レジャー利用の適正化」に関する施策として規定しています。

したがって、基本計画においても、マザーレイク21計画と同じ基本理念に基づき、施策を推進することが必要です。

琵琶湖と人との共生（琵琶湖を健全な姿で次の世代に継承します）

3 計画の目標

基本計画の目標は、「琵琶湖と人との共生」の理念の下、琵琶湖ルールの定着を図るとともに、琵琶湖の自然環境と生活環境に影響の少ないレジャーの推進を通じ、琵琶湖と共生する新しいレジャースタイルを確立することを目標とします。

琵琶湖と共生するレジャースタイルの確立

第4 施策の基本方針

「琵琶湖と人との共生（琵琶湖を健全な姿で次の世代に継承します）」を基本理念として、「琵琶湖と共生するレジャースタイルの確立」という目標を達成するためには、まず、本来の琵琶湖の価値を発見し、琵琶湖の多面的な価値を評価しながら、レジャー活動に伴う琵琶湖の自然環境と生活環境への負荷を低減していくことが必要です。

このためには、琵琶湖の環境への負荷のある行為の規制など、琵琶湖のレジャー利用のうち、問題のある行為を制限することが必要となります。

制限に当たっては、行為の程度に応じて罰則等強制力を伴う規制を講ずることとし、物理的に利用を制限するなど、地域の自然環境の状況や利用の状況に応じた対応が必要とされます。

しかしながら、琵琶湖の利用は本来自由なものであり、また、多くの人が琵琶湖の雄大な自然環境に触れ、日々の活力を得ることは、非常に重要なことです。

したがって、単に規制的手法のみではなく、琵琶湖のレジャーを環境負荷の少ないレジャー利用に転換していくことを通じて、できる限り多くの人々が琵琶湖を訪れるようにしていくことも重要です。

特に、多くの人々に琵琶湖を大切にしようとする気持ちを持ってもらうためには、琵琶湖の素晴らしさや琵琶湖の現状に触れ、琵琶湖の価値を理解していくことが不可欠であることから、一定のルールの中で利用者が増加することは、琵琶湖の環境にとっても決してマイナス面のみではなく、プラスの側面が大きいと考えます。

また、琵琶湖におけるレジャー活動において、一部の水域での悪質なレジャー利用者による迷惑行為等が後を絶たない状況にあります。これらの問題を解決し、穏やかな琵琶湖を取り戻し、誰もが親しめる琵琶湖にするため、無秩序なレジャー利用に対しては厳しく規制していく取組が必要です。さらに、その実効性を着実に確保することが求められます。

また、レジャー利用の適正化については、琵琶湖を守り続けるという精神を持って、琵琶湖への負荷低減に少しでもプラスになるような現実的な解決策を着実に実行していくことが重要であり、県と市町、地域住民や利用者等各層が協働して取り組んでいく必要があります。

これらのことを踏まえ、基本計画では次の3つを施策の基本方針とします。

- 1 琵琶湖のレジャー利用に伴う環境負荷の低減を目指します
- 2 琵琶湖において、環境負荷の少ないレジャー活動を推進します
- 3 広報広聴活動や調査研究など施策を多面的・総合的に推進します

第5 施策展開の基本方向

1 琵琶湖のレジャー利用に伴う環境負荷低減のための施策

琵琶湖のレジャー利用に伴って生じる環境への負荷を低減させるために必要な規制などの取組を進めます。

(1) プレジャーボートの航行規制の徹底

ア これまでの取組

プレジャーボートの航行により発生する騒音から地域の生活環境を保全するため、プレジャーボートの航行を規制する水域を指定し、この水域でのプレジャーボートの航行を原則として禁止しています。また、利用者等へ規制水域を周知させるため湖上のブイ・湖岸の看板を設置しています。

特に、利用が集中する夏季の週末を中心に監視船を運航するとともに、職員、航行規制水域監視嘱託員や琵琶湖レジャー利用監視員が普及啓発、指導監視を実施し、また、利用が多い水域では、警察との合同による集中取締を実施しています。

県においては、平成18年3月の条例改正により、騒音から保全すべき対象として、従来の住居集合地域、病院、学校に、保養施設、公園を追加するとともに、水鳥の営巣地など水鳥の生息環境の保全の観点から航行規制水域を指定できる制度を新設し、平成18年10月31日現在で、23水域、約6.2～8km（湖岸延長）の範囲を指定しています（図1）。

イ 現行施策の評価と課題

平成18年7月のアンケート調査（表1）では、利用者の85%が航行規制水域を知っていると回答しており、苦情件数（表2）も条例施行当初に比べ約3分の1に減少しています。

また、平成18年夏に実施したプレジャーボート騒音調査（表3）によれば、集落付近では保全すべき騒音レベルである65dB以下（等価騒音レベル）を満たしており、条例による一定の成果と認められます。しかし、保養施設、公園等の湖辺を調査した結果においては、一部で65dBを超えていた水域もあり、今後とも監視取締の徹底に努めていく必要があります。

プレジャーボートの利用状況については、平成18年の7月下旬の日曜日に琵琶湖で確認したプレジャーボート数（表4）は、平成14年の同時期と比較すると約3分の1と大幅に減少しています。

ルールの遵守状況については、依然として一部の水域においては悪質なレジャー利用者による航行規制違反（表5）が後を絶たない状況にあり、関係部局が相互に連携を図り、それぞれの権限に応じて、レジャー利用の適正化、河川管理、水上安全等に関係する規制の遵守徹底と監視取締の強化を図ることが求められています。

また、水上オートバイによる航行規制違反や湖岸の植生被害等の問題は、湖岸から直接乗り入れる「持ち込み艇」による無秩序なレジャー利用によって引き起こされる

例が多いと考えられることから、マリーナ等への保管・係留を誘導して、マリーナ等を通じた適正管理を徹底し、悪質な利用者を排除していく必要があります。

これらの課題等を踏まえ、今後の取組を以下のように進めることとします。

ウ 今後の取組方向

(ア) 航行規制水域の適切な設定

- a 騒音の影響、利用状況の変化や水鳥調査および水生生物への影響調査等を踏まえて、生態系の保全にも配慮した航行規制水域の指定方法の見直しを図ります。
- b 騒音調査や利用状況調査等の継続したモニタリングを行います。
- c 航行規制の周知徹底を図るため、規制水域の範囲を認識できるよう湖上のブイ・湖岸の看板の増設等を行います。

(イ) 水鳥の生息環境の保全

水鳥の生息環境の保全を目的に航行規制水域を指定できることとなったことを受けて、水鳥の営巣地など水鳥の生息環境を保全するためプレジャーボートの航行を規制する必要があると認められる水域についての調査を行います。

(ウ) 航行規制遵守の徹底

- a 監視船による指導監視や警察との合同取締を強化するとともに、あらゆる関係法令を駆使した関係部局との連携による悪質な違反者の徹底した排除と厳正な対処を図ります。
- b プレジャーボートのマリーナ等への集約による管理強化の徹底と環境負荷の確実な削減を図ります。
- c 地域における迷惑行為の解決のための地域単位の取組に対する支援を行います。
- d 条例に基づく琵琶湖レジャー利用監視員制度を引き続き活用することにより、レジャー活動に伴う環境への負荷の低減を図るために必要な指導および啓発活動を行います。
- e 施設管理者の連携により効果的に進入防止杭^{くい}等を設置します。

(エ) 改造艇等の航行禁止

- a 船舶検査において、騒音についての基準や検査項目を設けるよう関係機関に働きかけます。
- b 消音器等を改造したプレジャーボートの航行禁止、取水施設やえり等からの航行安全距離の確保等について、専門誌への掲載や琵琶湖ルール情報ステーションを通じたパンフレットの配付等により利用者に働きかけます。

(オ) 不要な空ぶかしの禁止

不要な空ぶかしをしないことはもちろんのこと、消音器の使用や排気口の向きなどの配慮等、環境負荷の低減を目指して関係者と連携した利用者への働きかけを行います。

(カ) 利用環境の検討

水上オートバイの走行に伴う諸課題を解決するため、一定の水域における利用施設、管理者、管理規則等を有する適切な利用環境の整備やルール遵守を徹底する取組の推進について検討を進めます。

(キ) 指導監視体制の整備

- a 琵琶湖レジャー利用監視員制度の活用および環境保全関係の既存の監視制度との連携による、より効果的な指導・監視活動を行います。
- b 監視員に必要とされる多様なレジャー活動についての幅広い知識についての研修を行い資質の向上を図ります。
- c 警察や関係部局からなるレジャー利用の適正化、河川管理、水上安全等の関係する規制の監視取締の強化と遵守徹底を図るためのプレジャーボート対策協議会を設置したところであり、違反者に対する厳正な対処を図ります。
- d 航行規制水域監視嘱託員の配置による効果的な取締・指導監視活動を行います。

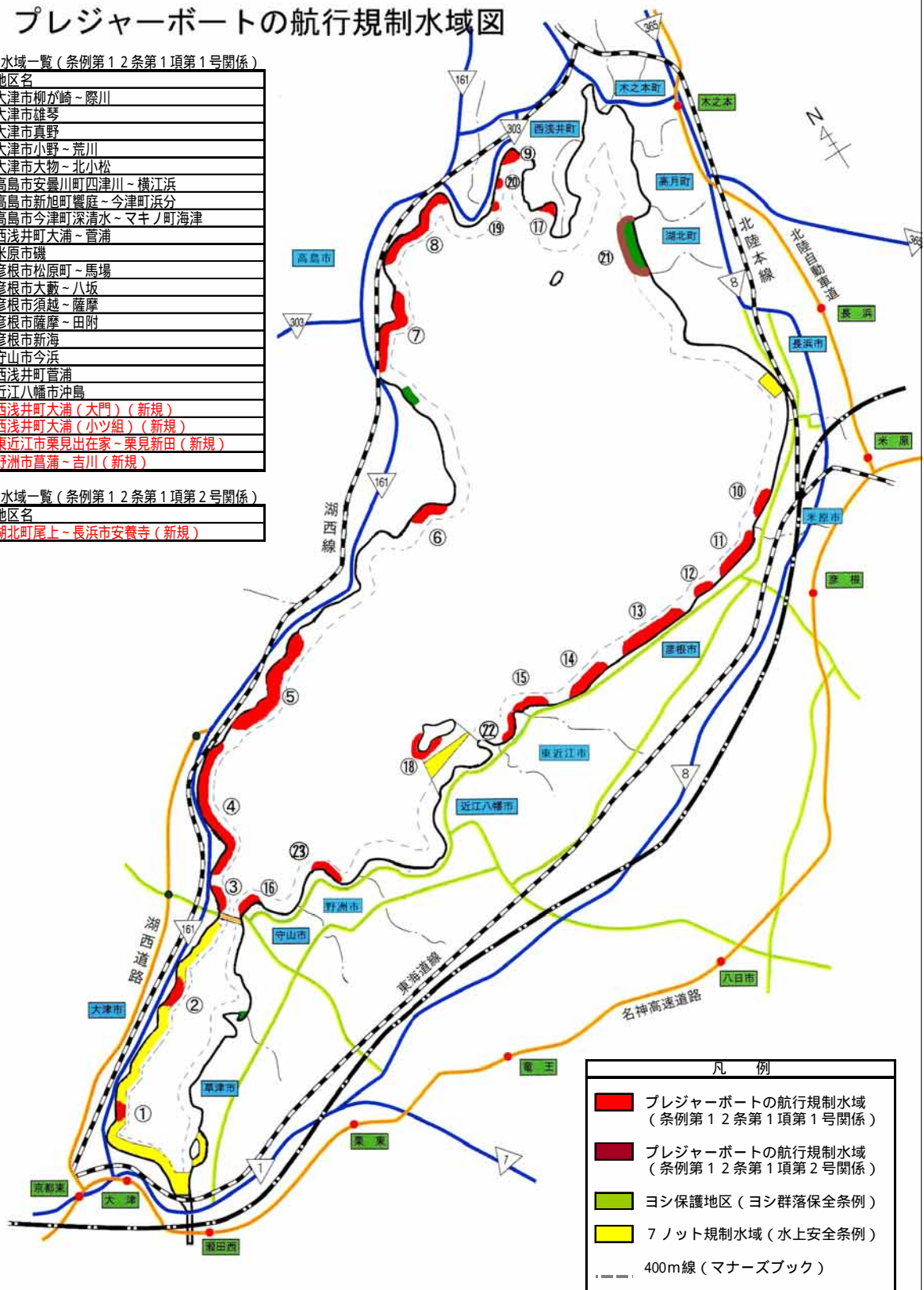
プレジャーボートの航行規制水域図

航行規制水域一覧（条例第12条第1項第1号関係）

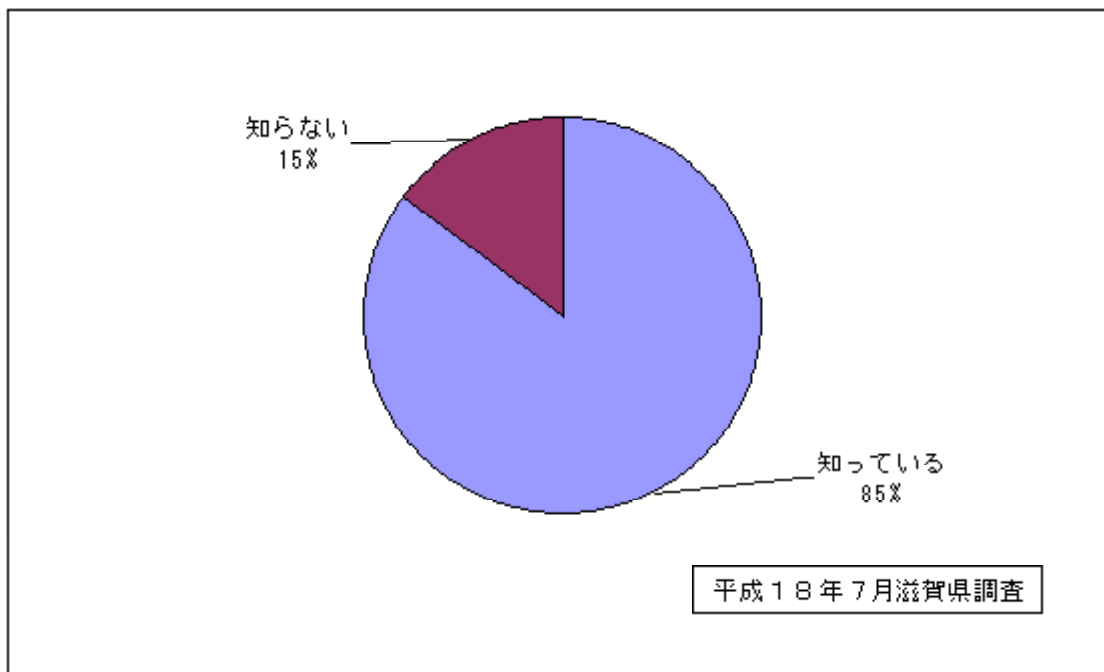
No	地区名
1	大津市柳が崎～際川
2	大津市雄琴
3	大津市真野
4	大津市小野～荒川
5	大津市大物～北小松
6	高島市安曇川町四津川～横江浜
7	高島市新旭町響庭～今津町浜分
8	高島市今津町深清水～マキノ町海津
9	西浅井町大浦～菅浦
10	米原市磯
11	彦根市松原町～馬場
12	彦根市大藪～八坂
13	彦根市須越～薩摩
14	彦根市薩摩～田附
15	彦根市新海
16	守山市今浜
17	西浅井町菅浦
18	近江八幡市沖島
19	西浅井町大浦（大門）（新規）
20	西浅井町大浦（小ツ組）（新規）
22	東近江市栗見出家～栗見新田（新規）
23	野洲市菖蒲～吉川（新規）

航行規制水域一覧（条例第12条第1項第2号関係）

No	地区名
21	湖北町尾上～長浜市安養寺（新規）



(表1) 航行規制水域の周知度(アンケート調査)



(表2) プレジャーボートの航行に関する苦情件数

項目	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
県受付分	51件	37件	49件	29件
市町受付分(4月～8月)	66件	22件	11件	6件
計	117件	59件	60件	35件

平成18年度、県受付分は10月末日現在である。

平成17年度に県が受け付けた苦情が平成16年度に対し増えたのは、梅雨期から好天が続いたこと、警察との連携強化を図ったことにより警察からの通報が増えたことも要因として考えられる。

(表3) 平成18年度プレジャーボート騒音調査の測定結果 単位：dB(A) [leq]

調査地域	調査手法 A	観測点			観測点間の距離	
		湖岸(1)	中間点(2)	集落付近(3)	(1)～(2)	(2)～(3)
大津市柳が崎	近傍の集落内騒音	67.8	62.3	63.4	110m	55m

調査地域	調査手法 B	観測点			観測点間の距離	
		湖岸(1)	湖岸(2)	湖岸(3)	(1)～(2)	(2)～(3)
安曇川町横江浜	湖岸近傍	57.5	62.8	70.2	140m	130m
大津市松の浦	湖岸近傍	66.6	67.6	60.2	65m	80m
東近江市栗見新田	湖岸近傍	72.6	65.2	60.8	90m	80m
野洲市マイアミ浜	湖岸近傍	66.0	69.4	66.4	40m	40m
西浅井町大浦	湖岸近傍	73.5	64.8	68.4	120m	75m
大津市北小松北部	湖岸近傍	62.3	61.3	62.1	55m	95m
近江八幡市牧水泳場	湖岸近傍	67.0	65.9	68.9	150m	130m

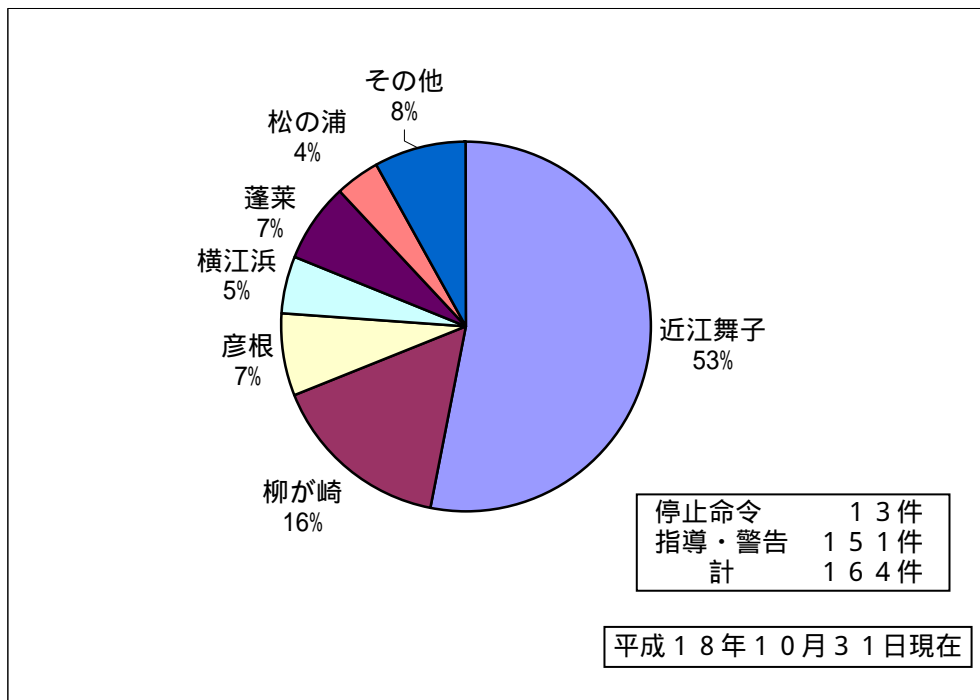
調査手法Bについては、条例改正による航行規制水域の指定方法の変更に伴い、新たな調査手法として行ったものである。

(表4) 夏季のプレジャーボート利用状況調査

種類	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
水上オートバイ	1,802	845	689	760	636
モーターボート+バスボート	897	688	483	611	324
合計	2,699	1,533	1,172	1,371	960

(各年とも7月下旬滋賀県調査)

(表5) 平成18年度航行規制水域の違反行為に対する指導・警告数



(2) 環境対策型エンジンへの確実な転換

ア これまでの取組

低騒音で水質汚濁物質の排出の少ない4サイクルエンジンや直噴型などの環境対策型2サイクルエンジンへの転換を図るため、平成18年4月から新規の従来型2サイクルエンジンの使用が禁止されています。なお、平成18年3月31日現在で既に所有されている従来型2サイクルエンジンは、平成20年3月31日まで使用できます。

また、平成18年3月の条例改正で、従来型2サイクルエンジンの転換促進計画等を策定したマリーナ等と協定を締結し、マリーナ等との連携・協働により環境対策型エンジンへの転換を強力に指導する仕組みを創設しました。協定を締結したマリーナ等に保管され、一定の厳しい条件を満たすプレジャーボートについては、知事の認定を受けたもの限り、例外的に平成23年3月31日まで規制を猶予する特例措置を適用することとしています。

イ 現行施策の評価と課題

本県に登録されている新規取得艇は、環境対策型エンジンに転換されつつあり、条例の効果が次第に挙がりつつあると言えます。(表6)

一方、本県に登録されているプレジャーボート全体については、平成18年4月現在で、環境対策型エンジンの比率が約25%(表6)にとどまっており、転換の進捗が不十分となっていることから、今後、転換促進をいかに図っていくかが課題となっています。

これらの課題等を踏まえ、今後の取組を以下のように進めることとします。

ウ 今後の取組方向

(ア) 従来型2サイクルエンジンの規制

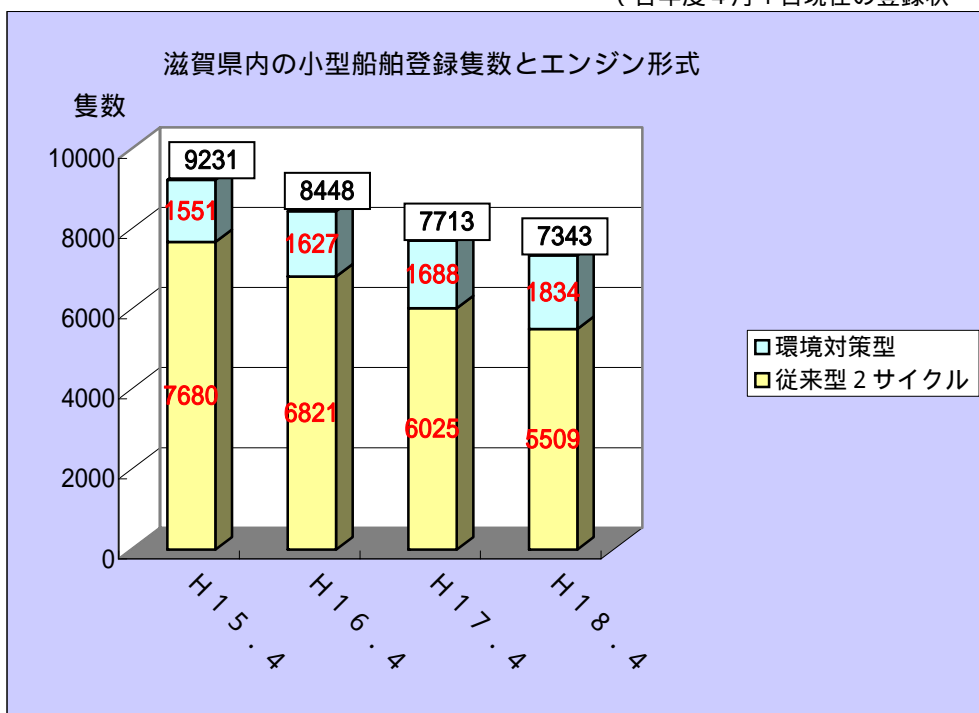
- a 業界において開発が進められている環境対策型エンジンへの転換を円滑に進めるための働きかけを行います。
- b より効果的な施策の推進のためには、全国的に取り組まれることが重要であることから、国に対して働きかけを行います。

(イ) 既存艇の管理強化による環境対策型エンジンへの確実な転換

- a 従来型2サイクルエンジンの使用禁止等に違反する操船者に対して条例に基づく勧告を行います。
- b マリーナ等と協定を締結し、マリーナ等との連携・協働による環境対策型エンジンへの転換の推進を図ります。併せて、航行規制の遵守やエンジンの整備の徹底についての指導の強化を図ります。
- c 琵琶湖ルール適合艇(環境対策型エンジンおよび特例措置の適用を受けた従来型2サイクルエンジン)へのシール貼付によるマナー遵守の徹底、啓発・指導の実施および取締の強化を図ります。
- d 特例措置の適用を受けたプレジャーボートに対するマリーナ等を通じた取組状況のチェックを行います。
- e 既存艇の環境対策型エンジンへの転換を進めるための転換時の助成金の交付等の転換促進策を図ります。

(表6) 県内小型船舶登録隻数

(各年度4月1日現在の登録状



(3) 外来魚のリリースの禁止等の徹底

ア これまでの取組

琵琶湖の生態系の変化の要因は、ヨシ帯などの在来魚の産卵・繁殖場所の減少や自然の水質浄化能力の低下などのほか、ブルーギル、ブラックバス等の外来魚が在来魚を捕食することによる影響も大きいと考えられます。釣り人の方々に、外来魚を減らしていく取組への協力をしていただき、レジャーの面からも琵琶湖の豊かな生態系を保全するため、条例においては、釣り上げた外来魚のリリース禁止を規定しています。

県では、釣り人がリリース禁止に協力しやすい環境を整備するため、主な釣りのポイントに外来魚の回収ボックス(40基)や回収いけす(28基)を設置するとともに(図2)、平成15年度から「ノーリリースありがとう券事業」(平成18年度からは「びわこルールひろめよう券事業」)を実施し、平成18年10月までに121.8トンの外来魚を回収しています。(表7)

しかしながら、平成18年7月に実施した釣り人に対するアンケート調査では、リリース禁止の周知度(表8)については、約72%が知っていると回答していますが、リリースしないという方は50%にとどまっています。(表9)

また、外来魚が琵琶湖や内湖以外の水域でも広く生息し、釣りの実態があることから、平成18年3月の条例改正により、リリース禁止の適用水域を琵琶湖以外の河川、ダム湖、ため池など県下全域に拡大することとしました。

イ 現行施策の評価と課題

外来魚のリリース禁止については、多くの釣り人の協力により、その取組の輪は着実に広がりつつあり、一定の成果が表れていると考えられます。

一方、ノーリリースを実践されている方は、まだ50%程度にとどまっており、ノーリリースの取組をバスポート等に乘船する釣り人などにいかに広げていくかが特に重要です。

また、平成17年6月に施行された特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(以下「外来生物法」という。)において、ブラックバスおよびブルーギルが特定外来生物として指定されたことを受け、国との連携・協働の下、県として一層強力に外来魚の防除を進めるため、「滋賀県オオクチバス等防除実施計画」を取りまとめ、平成18年5月、外来生物法に基づく国の確認を受けたところです。

これらの課題等を踏まえ、今後の取組を以下のように進めることとします。

滋賀県オオクチバス等防除実施計画

地方公共団体による特定外来生物の防除については、外来生物法に基づき防除計画を策定した上で国の確認を受けることができることとされている。

なお、防除の内容は、漁具による捕獲、リリース禁止措置、生息状況調査や環境改善対策等である。

ウ 今後の取組方向

(ア) 外来魚のリリース禁止

県下全域にリリース禁止の適用水域を拡大したところであり、さらにリリース禁止の目的や理念の周知と条例に対する理解を深めるための取組を進めます。

(イ) 外来魚の防除の推進

a 国においては、オオクチバス等防除のモデル事業の対象水域として6水域が選定されており、琵琶湖もそのうちの一つに選定されていることから、国の取組とも連携した外来魚の防除を推進します。

b 県においても、「滋賀県オオクチバス等防除実施計画」を取りまとめ、国の確認を受けたところであり、オオクチバス等の生息量ゼロを目指した取組を進めます。

(ウ) 釣り人への普及啓発

a リリース禁止の適用水域の範囲を県下全域に拡大したことを受けた回収ボックス・回収いけすの増設を行います。

b 「琵琶湖ルール」を広め、さらに定着化を図るための「びわこルールひろめよう券」の事業を通じたリリースしないという釣りルールの普及に努めます。

c 湖中での立ち込み釣り、ボートでの釣りをする人がリリースしているという事例も見受けられることから、ノーリリースの実践についての広報啓発およびルール遵守の徹底を図ります。

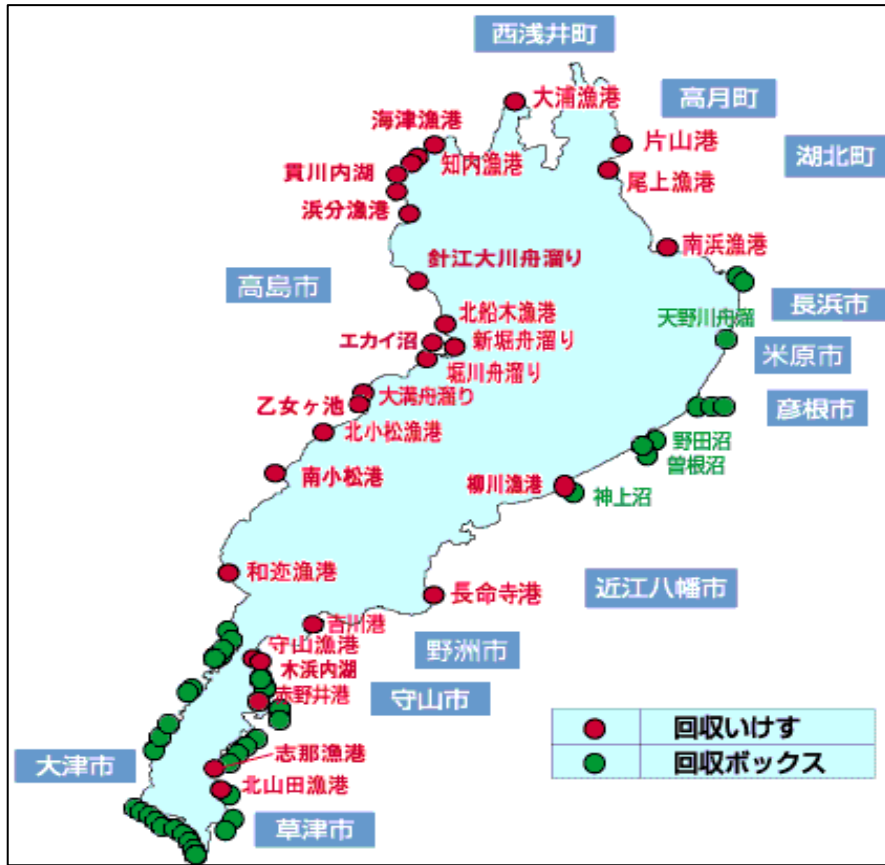
d 釣り雑誌、新聞、ラジオなどの媒体による広報啓発を実施します。

(エ) 環境配慮製品の普及促進

a 釣りでは、生分解性の釣り具や鉛を使わないおもり錘の使用、プレジャーボートでは、生分解性エンジオイルの使用等、レジャーにおける環境配慮製品の使用についての情報提供を行います。

b 環境配慮製品の普及について、市場の状況の調査や湖底等に放置された釣り具（ワーム等）の実態調査を行い、また、琵琶湖周辺のレジャー活動に伴い湖中や湖辺で使用される用具に含まれる化学物質等の影響の把握に努めます。

(図 2) 琵琶湖における外来魚回収ボックスといけすの設置箇所

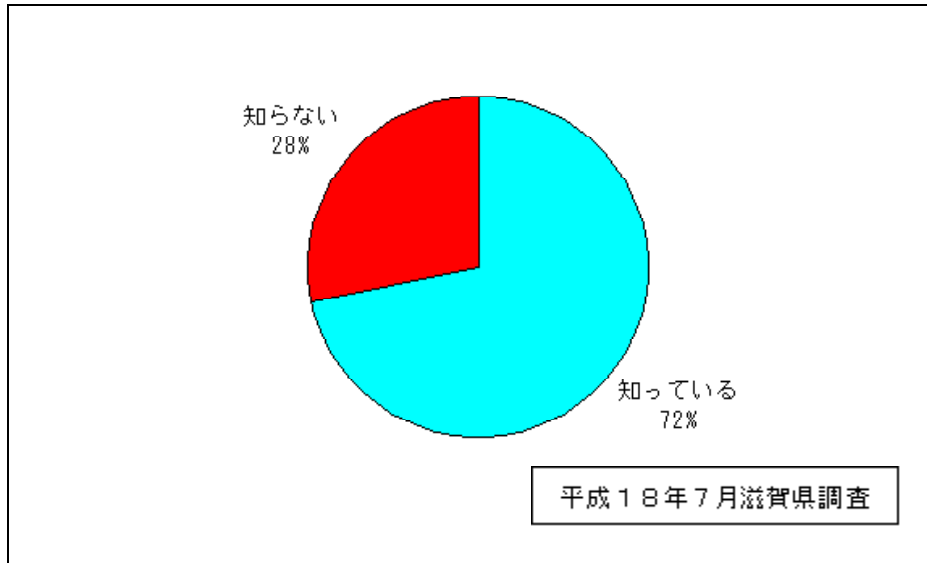


(表7) 外来魚回収施設、ありがとう券事業等の年度ごとの回収量

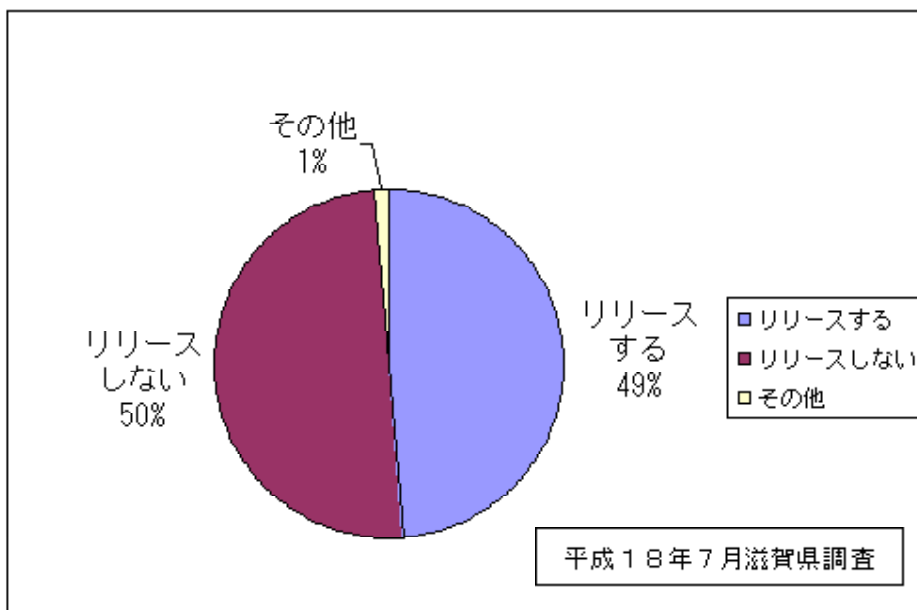
年度	回収ボックス	回収いけす	ありがとう券	持込ステーション	計
平成15年度	8.1 t	1.5 t	15.9 t	-	25.5 t
平成16年度	10.6 t	1.3 t	28.5 t	-	40.4 t
平成17年度	12.2 t	1.7 t	11.5 t	0.8 t	26.2 t
平成18年度	7.9 t	1.1 t	20.0 t	0.7 t	29.7 t
計	38.8 t	5.6 t	75.9 t	1.5 t	121.8 t

平成18年度は、4月から10月までの回収量である。

(表8) リリース禁止の周知度(アンケート調査)



(表9) 外来魚を釣り上げた場合の対応(アンケート調査)



(4) ローカルルール等の推進

ア これまでの取組

琵琶湖に面した多くの自治会等がゴミ、騒音、花火等で迷惑行為を受けている状況にあります。

こうしたことから、県においては、マナーアップキャンペーン等の啓発事業を通じて迷惑行為の防止を啓発しています。

さらに、平成18年3月の条例改正により、深夜の花火やゴミの放置等の地域における迷惑行為の解決のため、地域住民、レジャー利用者や関係事業者が対策を話し合い、地域の実態に応じたローカルルール(地域協定)を締結し、地域住民による広報監視活動などを行うとともに、それを知事が認定する制度を新たに創設しました。

イ 現行施策の評価と課題

花火、バーベキュー、キャンプなどのレジャー活動に伴う迷惑行為や危険行為に対応するため、自治会を中心に、航行規制水域内への水上オートバイ等の進入に対するパトロールの実施、啓発用看板の設置やチラシの配付など地域の実態に応じた取組が進んでいます。しかし、ルールおよびマナーを無視した行為が後を絶ちません。

これらの課題等を踏まえ、今後の取組を以下のように進めることとします。

ウ 今後の取組方向

(ア) 地域の自主組織への支援

a 深夜の花火やゴミ等の地域における迷惑行為の解決のための地域単位の積極的な監視、啓発活動や情報提供などの自主的な取組が必要であることから、関係機関等との連携強化を促進するとともに、ローカルルールの締結を支援します。

b 水上オートバイの走行に伴う諸課題を解決するため、一定の水域においてルール遵守を徹底する取組に対してローカルルールとしての認定を行います。

(イ) 利用者のマナーの向上

a 琵琶湖ルールやゴミの持ち帰り、湖岸の適正な利用といったレジャーのマナーアップを呼びかけるための広報啓発活動を実施します。

b 琵琶湖における事故防止の徹底を図り、利用者の安全を守るため、規制等の周知徹底を図ります。

(ウ) ごみの投棄、放置対策

滋賀県ごみの散乱防止に関する条例等に基づく、各種の環境美化活動の推進および指導・監視を行います。

2 適正なレジャー活動の促進のための施策

琵琶湖には、毎年多くの人々が、レジャーや観光に訪れています。このような様々な活動においても、できる限り琵琶湖に負荷をかけないことを前提に、琵琶湖の環境への負荷が少ないレジャー活動を促進するための取組を進めます。

(1) 湖岸の適正管理の推進

ア これまでの取組

河川法や湖岸施設の管理規程、滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例等による規制により、湖岸の適正管理を実施してきました。また、湖辺域の適正利用対策の基本的な考え方である「湖辺域の適正利用に関する基本方針」を策定し、不法占用施設について現地において継続的に撤去指導を実施してきたところです。

平成18年7月には、プレジャーボートの係留保管に関する秩序の確立を図ることを目的とした滋賀県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例を施行し、取組を進めています。

イ 現行施策の評価と課題

プレジャーボートの利用に係る不法占用・放置艇対策については、関係機関が連携して、引き続き撤去指導を強化するとともに、強制撤去等厳しい措置を講じていく必要があります。

これらの課題等を踏まえ、今後の取組を以下のように進めることとします。

ウ 今後の取組方向

(ア) 滋賀県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例等による規制

- a 滋賀県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例に基づき、琵琶湖で不法に係留保管し、移動の指導、警告に従わないプレジャーボートの撤去等を行います。
- b 不法占用施設は、行為者が自主的に撤去すべきであるとの原則を踏まえて、撤去指導の強化を図ります。
- c 指導によっても撤去に応じない事案については、関係機関と協議・連携しながら河川法・行政代執行法などの法的措置を講ずることによる撤去を行います。
- d 漁港、船だまり等の各施設管理者との連携の強化および「放置等禁止区域」を指定した港湾について港湾法に基づく放置艇対策の強化を図ります。

(イ) 湖岸施設の管理規程等による規制

湖岸の都市公園（湖岸緑地）、自然公園施設、漁港、船だまり等の施設における施設の適正管理の実施と、様々なレジャー活動や車両の乗り入れから湖岸植生を保全するための進入防止杭くいの設置等による湖岸の環境の保全を図ります。

(ウ) 滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例等による規制

- a 滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例による保全区域（保護地区、保全地域、普通地域）の指定の見直しに向けた調査を実施します。
- b 全国的にも事例が少ない河川法や自然公園法に基づく植生の保全について、琵琶湖における適用について検討を進めます。

(2) 安全なレジャー活動の推進

ア これまでの取組

琵琶湖におけるプレジャーボート等の船舶による事故等(表10)が依然として多発しています。琵琶湖における事故防止の徹底を図り、琵琶湖の利用者の安全を守るため、平成16年3月に滋賀県琵琶湖等水上安全条例の一部改正を行い取組を進めています。

イ 現行施策の評価と課題

琵琶湖におけるレジャー活動は、沿岸に住む地域住民や漁業に従事する人々はもちろんのこと、各利用者においても、安全が確保される必要があることは言うまでもありません。しかしながら、プレジャーボート等の船舶事故が多発するなど、水上安全の面からも課題となっています。

これらの課題等を踏まえ、今後の取組を以下のように進めることとします。

ウ 今後の取組方向

(ア) 滋賀県琵琶湖等水上安全条例等による規制

- a 滋賀県琵琶湖等水上安全条例に基づき、水泳場保安水域の指定や、航行が制限される水域の設定を行います。
- b 悪質な操船者、特に水上オートバイの操船者に対する滋賀県琵琶湖等水上安全条例、船舶職員及び小型船舶操縦者法等による指導取締の強化を図ります。
- c 琵琶湖における事故防止の徹底を図り、利用者の安全を守るため、琵琶湖水上オートバイ安全講習による規制等の周知徹底を図ります。
- d 水泳場における遊泳者の安全や利用の適正化を図るため、管理者に働きかけます。

(イ) 迷惑駐車防止

湖岸周辺道路での迷惑駐車をなくすため、道路交通法等による交通指導・取締りの強化を図ります。

(表10) 船舶事故の状況(1月~10月末)

	年 度	水上オ ートバ イ	モー ター ボ ー ト	ボ ー ト セ ー リ ン グ	ヨ ット	ボ ー ト	カ ヌ ー	水 上 ス キ ー 等	漁 船 ・ 和 船	計
発 生 件 数	17	8	13	-	-	4	-	7	-	32
	18	12	8	2	3	-	2	4	1	32
死 者	17	-	1	-	-	-	-	-	-	1
	18	1	-	-	-	-	1	-	1	3
行 方 不 明	17	-	1	-	-	-	-	-	-	1
	18	-	-	-	-	-	-	-	-	0
負 傷 者	17	4	5	-	-	1	-	12	-	22
	18	6	-	-	-	-	-	5	-	11

平成18年10月31日現在 滋賀県警調査

3 施策の総合的な推進

琵琶湖のレジャー利用に伴う環境負荷低減のための施策と適正なレジャー活動の促進のための施策を総合的に推進します。

(1) 条例の見直し等

住民からの苦情件数や航行規制水域での騒音レベル等を踏まえ、条例の成果について点検するとともに、取締の実施状況などを勘案して、条例の必要な見直し等を図ります。

(2) 琵琶湖のレジャー利用と琵琶湖との望ましい関係構築に向けた検討

琵琶湖のレジャー利用と琵琶湖との望ましい関係構築に向けて、費用負担のあり方、マリナー等への誘導、利用環境の整備や発着場所の限定、航行禁止命令など規制の強化等について幅広く検討を進めます。

(3) 広報広聴活動の推進

琵琶湖には県外から多くのレジャー利用者が訪れており、ルール遵守を徹底するためには、県外利用者も含めて広く広報を行い、理解を得ることが重要です。併せて、琵琶湖の釣りの楽しみを関係機関と連携してPRするなど琵琶湖のレジャーの魅力を県外に積極的に発信することも重要と考えます。また、利用者や地域住民などからの意見要望を積極的に聴くことも重要です。このため、以下のような取組を進めます。

ア 規制の内容と併せて、琵琶湖の自然環境や文化、琵琶湖の現状についての広報やシンポジウムなどの理解を深める広報活動を行います。

イ 近隣府県を中心とした県外への情報発信に努めます。

ウ 利用者団体や業界団体を通じた広報や専門誌への掲載など利用形態ごとの広報を行います。

エ 利用拠点を中心とした現地における広報および利用者などからの意見要望の聴取を行います。

(4) 調査研究の推進

適切に施策を推進するためには、常に琵琶湖のレジャー利用の状況について調査を行い、その状況を的確に把握する必要があります。このため、以下のような取組を進めます。

ア 航行規制水域の指定による騒音規制や従来型2サイクルエンジン規制、リリース禁止などの規制は、全国的にも例のない取組であることから、その効果や成果を科学的かつ確実に把握し、今後の施策を立案するための調査を行います。

イ 多様なレジャー利用は、琵琶湖に対して広範囲の影響があると考えられ、野生動物の生息・生育環境など幅広い分野についての調査を行います。

(5) 施策の推進体制

ア 県庁内の関係課からなる「琵琶湖レジャー利用適正化推進会議」を設置しており、関係部局が連携を図りながら総合的な施策を展開していきます。

イ 県と関係市町からなる「琵琶湖レジャー利用適正化連絡調整会議」を設置しており、市町とも連携を密にしながら対応を図ります。

ウ 利用者団体や、利用者との接点となる事業者、事業者団体等の関係団体と連携を図ります。

エ N P O等の団体への情報提供や情報交換会を進め、N P O等との連携の強化を図ります。